

一般財団法人日本ドッジボール協会 代表選手選考規程

第1章 総則

(目的・概要)

第1条 この規程は、一般財団法人日本ドッジボール協会がドッジボールの発展・強化及び普及・振興のための象徴となる選手を養成し、代表チームを組成するにあたっての選考方法、選考基準・結果の公表、選手保護等について、その内容を定めるものである。

第2章 選考委員会

(設置)

第2条 理事会が必要と認めた場合、日本代表選考委員会を設置する。当委員会は国際委員会強化部を主体とし設置され、編成案の策定を行う。

第3章 選考

(選考方法)

第3条 日本代表候補は、対象大会に合致した目的、カテゴリー、人数、期間等を考慮した、予め定められた選考基準と方法及びガイドラインに沿って選考され、選考委員会の選考結果を理事会に諮り、代表選手の選出を決定するものとする。

(選考基準、対象大会の公表)

第4条 対象大会、カテゴリー、人数、期間等及び選考基準・方法については、日本代表候補募集時に公表しなければならない。

第4章 資格の取消し

(資格の取消し・剥奪)

第5条 重大な不法行為または不当行為に該当した選手は、理事会の審議を経て資格の取消し、剥奪をされる場合がある。

第5章 選考結果の開示と異議申立て

(選考結果の開示、異議申立て)

第6条 選考結果または資格の取り消し・剥奪について異議がある場合は、当該事案の結果を公表した日から起算し7日間以内に日本協会へ書面にて申立てを行うことができる。書面の形式は自由とするが、異議の具体的な内容とその根拠、主張、意見が記載されていることを条件とする。書面提出方法は郵送とし、消印日を異議申立ての意思表示日とする。

第6章 その他

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

付則

この規程は、2022年7月1日から施行する。